医療法人の手引

運　営　編

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

（令和2年（2020年）4月）

改正履歴

１　平成１８年（２００６年）　５月　　制　　定

２　平成１８年（２００６年）１０月　　一部改正（附帯業務の拡大のため）

３　平成１９年（２００７年）　６月　　全面改正（医療法人制度の改正のため）

４　令和　２年（２０２０年）　４月　　一部改正（医療法改正及び記載整備のため）

もくじ

第１章　医療法人設立認可後の手続・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　医療法人管理運営の手続・・・・・・・・・・・・・・・　４

第３章　定款（寄附行為）変更手続・・・・・・・・・・・・・１８

第４章　合併手続及び分割手続・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第５章　解散手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第６章　その他の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

第７章　各種申請（届出）様式の記入例・・・・・・・・・・・２８

《参考資料》
・申請（届出）の添付書類一覧表（設立以外の主なもの）・・・５２

参考ホームページ

1　医療法人・医業経営のホームページ（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/igyou/
＊関係法令、通知、運営管理指導要綱等が掲載されています。

2　一般社団法人日本医療法人協会（厚生労働省認可の団体）
https://ajhc.or.jp/index.html
＊医療法人に関する国通知や基金関係の様式が掲載されています。

3　医療法人の各種申請届出（北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課）
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iry/shinsei.htm
＊北海道の各種申請・届出様式、記載例、**附帯業務一覧表**等が掲載されています。

第１章　医療法人設立認可後の手続

北海道知事（以下「知事」という。）から、医療法人の設立認可書を受領した後は、次のような医療法（昭和２３年法律第２０５号。以下「法」という。）上の事務手続を行ってください。（設立編１０ページ参照）

１　医療法人設立登記

（１）設立登記の手続

ア　医療法人は設立認可を受けた後、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。【法第４６条第１項】

イ　医療法人の登記に関する手続は、組合等登記令（昭和３９年政令第２９号）により、規定されています。

ウ　設立時の登記事項及び登記例は次のとおりです。

	登記事項	登記例	備考
1	目的及び業務	病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とし、次の病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）を開設する。 医療法人社団○○会○○病院（診療所・介護老人保健施設・介護医療院） 北海道○○市○条○○丁目○番○号	
2	名称	医療法人社団○○会	
3	事務所の所在場所	北海道○○市○条○○丁目○番○号	定款（寄附行為）で従たる事務所を定めたときは、従たる事務所も登記します。
4	代表権を有する者（理事長）の住所・氏名及び資格	北海道○○市○条○○丁目○番○号 理事長　○○　○○	
5	存立期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由		法定の解散事由は登記する必要はありません。
6	資産の総額	金○○，○○○，○○○円也	財産目録の純資産とします。

エ　医療法人の設立登記は、設立の認可、その他設立に必要な手続（拠出額の払込み等）が終了した日から２週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する地方法務局で行わなければなりません。

（２）設立登記届の提出

ア　登記を済ませたら、法人の登記事項証明書をとり、「登記届」により、知事宛てで保健所に２部（正本１部＋副本１部）提出してください。

イ　拠出又は寄附を受けて法人の資産となった土地及び建物については、所有権移転登記を行ってください。

２　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設

（１）開設手続

設立の登記が完了したことにより、医療法人が成立することとなります。

医療法人成立後、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）に定める病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）の開設の手続を行ってください。設立後１年以内に正当な理由がないのに病院等を開設しないときは、設立の認可を取り消す場合がありますので注意してください。【法第６５条】

（２）病院又は診療所の開設の手順及び申請書類

開設の具体的な手順及び申請書類は次のとおりです。

ア　設立登記後、定款等に定める病院又は診療所の開設許可申請手続を行ってください。【法第７条第１項】

イ　アによる開設許可のほか、当該病院又は診療所の使用開始予定時期を考慮した上で使用許可申請手続が必要となります。【法第２７条】

（病床を有しない診療所の場合は、この申請は不要です。）

ウ　イの許可を受け開設後１０日以内に開設届を提出してください。

病床を有しない診療所については、アによる開設許可を受けて開設後１０日以内に、開設届を提出してください。【医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号。以下「施行令」という。）第４条の２第１項】

なお、個人開設から医療法人開設に切り替えた場合は、従来の開設者名で廃止届を上記開設届と同時に提出してください。【法第９条第１項】

（開設年月日は、廃止年月日の翌日としてください。）

（参考）申請書等一覧

申請書・届出書	提出先	許可（受理）権者	提出部数		様式番号
			正	副	
登記届	保健所	知事	1	1	別記第41号様式
病院（診療所）開設許可申請書	〃	保健所長	1		別記第１号様式
病院（診療所）検査申請書	〃	〃	1		別記第17号様式
病院（診療所）開設届	〃	〃	1		別記第５号様式
病院（診療所）廃止届	〃	〃	1		別記第９号様式

注）様式番号は医療法施行細則（昭和４６年北海道規則第８４号）に規定される番号です。

３　その他の手続

医療法人化により、保険医療機関の指定申請等に係る北海道厚生局への手続のほか、税務署、道税事務所、市町村、労働基準監督署、公共職業安定所等の諸官庁への手続も必要です。

その他、銀行口座の変更、電気、水道、ガス、電話等の名義変更や、拠出又は寄附を受けて法人の資産となったものの名義の書換え手続も必要となります。

詳しくはそれぞれを所管する事務所等にお問い合わせください。

第２章　医療法人の管理運営の手続

１　医療法人の機関の設置【法第４６条の２】

（１）社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。

（２）財団たる医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。

２　社員及び社員総会【法第４６条の３～４６条の３の６】

（１）社員

ア　社団たる医療法人は、複数の人が集まって組織された団体で、その構成員を社員といい、従業員とは異なります。

イ　社員は、社員総会という合議体の一員なので、３人以上必要です。

ウ　社員は、社員総会において、法人運営の重要事項について議決権及び選挙権を行使するものであり、実際に法人の意思決定に参画できない者を名目的に選任することは適当ではありません。

エ　社員の入社については、社員総会で適正な手続がなされ、承認を得ることが必要です。また、社員は定款上の手続を経て退社します。

オ　社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。

（２）社員総会【法第４６条の３～４６条の３の６】

ア　社員総会は、法人の最高意思決定機関であり、定款の規定により開催しなければなりません。

　また、理事長が必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができます。

　このほか、法に規定する事項及び定款の定めるところにより、議決すべき議題がある場合は、その都度、臨時総会を開催することとなります。

　なお、法の規定により社員総会における決議を必要とする事項について、理事、理事会、その他社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しません。

イ　議長は、社員総会において選任します。

ウ　議決を要する事項は、法及び定款の規定に従うこととなりますが、例示すれば次の

とおりです。

〈社員総会決議事項〉

・理事及び監事の選任及び解任

・定款の変更

・基本財産の設定及び処分（担保提供を含む）

・毎事業年度の事業計画の決定又は変更

・収支予算及び決算の決定又は変更

・重要な資産の処分

・借入金額の最高限度の決定

・社員の入社及び除名

・解散

・他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

・その他重要な事項

（例：会計年度が１月１日～１２月３１日で、１２月と３月に定時総会を開催する場合）

社員総会開催時期	内　　容
１２　　月	・翌年度の事業計画及び予算の決定 ・翌年度の借入金限度額の決定 ・次期役員の改選（任期満了の年のみ）
３　　月	・前年度決算の決定 ・剰余（損失）金の処理
随　　時	・社員の入社及び除名の決定 ・定款の変更 ・基本財産の設定又は処分（担保提供を含む。） ・事業計画及び予算の変更 ・役員の改選（理事・監事に欠員が生じたとき及び増員）　等

エ　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から請求があった場合は、その日から２０日以内に臨時社員総会を開催しなければなりません。

オ　会議の招集手続は、定款の規定に従って行ってください。

通常、期日の少なくとも５日前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面又は電子的方法で社員に通知することとなっています。

カ　社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができません。

キ　社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するものとなります。（議長は社員として議決に加わることはできません。）

ク　社員は、社員総会において、１個の議決権及び選挙権を有しています。寄附等の有無、金額の大小にかかわりませんので注意してください。

ケ　会議の議決事項につき、特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できません。

コ　議事録の作成

社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。また、議事録は社員総会の日から１０年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

議事録記載事項は、次のとおりです。

①　開催された日時及び場所（当該場所に存在しない理事、監事又は社員が出席した場合における出席の方法を含む）

②　議事の経過の要領及びその結果

項目ごとに提案し、発言、討議及び決議の内容の要旨を記載

③　決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名

④　次のことについて述べられた意見又は発言の内容の概要

・監事の選任若しくは解任又は辞任について、監事が述べた意見

・監事の辞任について、辞任した旨及びその理由について、辞任した監事が述べた意見

・医療法人の業務又は財産の状況に係る監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合に、監事が行った報告

・理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等の資料を調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める場合に、監事が行った報告

・監事の報酬等について監事が述べた意見

⑤　出席した理事又は監事の氏名

⑥　議長の氏名

⑦　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

３　評議員及び評議員会【法第４６条の４～４６条の４の７】

（１）評議員

ア　評議員となる者は、次に掲げる者とする必要があります。

①　医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

②　病院等の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

③　医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

④　①から③までに掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

イ　ただし、次に該当する者は評議員となることができません。

①　法人

②　精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③　医療法、医師法、歯科医師法等の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

④　③に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねることができません。

エ　評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって組織する必要があります。

（２）評議員会

ア　財団たる医療法人の理事長は、年２回以上寄附行為で定める時期に定時評議員会を開かなければなりません。

　また、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができます。

イ　理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければなりません。

①　寄附行為の変更

②　予算の決定又は変更

③　借入金の借入れ

④　重要な資産の処分

⑤　事業計画の決定又は変更

⑥　合併及び分割

⑦　目的たる業務の成功の不能による解散

⑧　その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの

ウ　上記イの事項については、評議員会の決議を要する旨を寄附行為で定めることができます。

エ　法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする寄附行為の定めは、その効力を有しません。

オ　決議は、評議員会の招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ行うことができます。

カ　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができません。

キ　評議員会の議事は、法に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

ク　上記キの場合において、議長は、評議員として議決に加わることができません。

ケ　評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

コ　評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

サ　理事長は、毎会計年度終了後３月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければなりません。

シ　評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

　また、議事録は評議員会の日から１０年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

４　役員の選任及び解任【法第４６条の５～４６条の５の４】

（１）役員

医療法人には役員として、理事３人以上と監事１人以上を置かなければなりません。（役員とは、理事（理事長含む）及び監事のことをいいます。）

ただし、診療所を１か所のみ開設する医療法人に限り、知事の認可を受けて、２人の理事を置くことができます。　　・・・・・・理事数特例認可申請書

なお、理事数特例認可申請を行う際は、定款等の理事定数を併せて変更する必要があるため、定款（寄附行為）変更認可申請を同時申請してください。

（２）役員の要件

法第４６条の５第５項に該当する者は、医療法人の役員になることはできません。役員は、自然人に限られますが、未成年者でも自分の意志で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば、義務教育終了程度の者も役員になることができます。

役員の人的要件については「設立編」５ページを参照してください。

（３）役員の任期

役員の任期は２年を超えることができません。

再任は妨げませんが、社員総会及び理事会の決議を必要とします。

（４）理事

ア　理事は、医療法人の常務を処理しなければなりません。

イ　理事には、医療法人が開設する全ての病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を必ず入れなければなりません。

管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うこととなりますが、理事の職への再任を妨げるものではありません。

ウ　管理者を変更する場合は、原則として、理事の交代となりますので、社員総会（評議員会又は理事会）で選出することとなります。選任後は、役員変更届により、知事宛てで保健所に届け出なければなりません。【施行令第５条の１３】

この届出のほか、病院等の管理者変更の手続も必要です。

・・・・・・病院（診療所、助産所）開設変更届

エ　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内にこれを補充しなければなりません。

オ　常務理事や専務理事等の役職を定款等に定めることはできますが、その場合、選任方法や職務を併せて規定する必要があります。

（５）理事長【法第４６条の６】

ア　理事のうち１人は理事長とし、定款等の定めにより、医師又は歯科医師である理事

のうちから選出することとなります。

理事長は医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。

なお、理事長を医師又は歯科医師とした趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因した問題が引き起こされるような事態を未然に防止しようとするものです。

イ　あらかじめ知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから、理事長を選出することができることとなっています。しかし、この認可を受けるには一定の要件が必要となります。

ウ　任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任される理事長が就任するまで、理事長としての権利義務を有します。

（６）監事【法第４６条の８～４６条の８の３】

ア　監事は、理事又は医療法人の職員（従業員）を兼ねてはいけません。

監事の職務は、次のとおりです。

・業務を監査すること

・財産の状況を監査すること

・業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること

・業務又は財産に関し不正の行為等を発見したときは、知事、社員総会若しくは評議員会及び理事会に報告すること

・理事が社員総会又は評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合において、不正の行為等を発見したときには、その調査の結果を社員総会又は評議員会に報告すること。

イ　監事の選任に当たっては、監事としての職務を適正に行える方を選んでください。

ウ　監事は理事会に出席する義務があり、必要であると認めるときは、意見を述べなければなりません。

エ　監事は業務又は財産に関し不正の行為等を発見し、必要があると認めるときは、理事に対して理事会の招集を請求することができます。

（７）役員の改選【法第４６条の５第９項】

ア　理事長、常務理事、理事、評議員、監事など定款等で定める役員は任期が定められており、２年を超えることができません。

したがって、任期ごとに社員総会（財団は評議員会）の決議によって選任しなければなりません。

この場合、総会で選ぶのは理事及び監事で、理事に選ばれた者は、理事会において医師又は歯科医師である理事のうちから理事長を選出します。

イ　前述のとおり、法第４６条の５第５項に該当する者は、役員になることはできません。

（８）役員等の損害賠償責任

医療法人に損害が生じた場合に、医療法人の評議員又は理事若しくは監事がその職務を怠ったときは、医療法人に対し、評議員又は理事若しくは監事は、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。

５　理事会【法第４６条の７～４６条の７の２】

ア　理事会は、全ての理事で組織します。

イ　理事会は次に掲げる職務を行います。

・医療法人の業務執行の決定

・理事の職務の執行の監督

・理事長の選出及び解職

ウ　理事会は、次の掲げる事項その他の重要な職務執行の決定を理事に委任することができません。

・重要な資産の処分及び譲り受け

・多額の借財

・重要な役割を担う職員の選任及び解任

・従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

・医療法人に対する役員等の損害賠償の免除

エ　理事長は、医療法人の業務を執行し、３ヶ月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。ただし、定款等で毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、定款等の定めによります。

オ　理事会で承認を受けた競業及び利益相反取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません。

カ　理事又は監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した

ときは、当該事項を理事会に報告することを要しません。ただし、エの報告については、実際に開催された理事会において行う必要があります。

キ　理事会の決議は議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

なお、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

ク　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提出事案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款等で定めることができます。

ケ　理事会の議事については、法令に定めるとこにより、議事録を作成しなければなりません。

また、議事録は、理事会の日から１０年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

議事録記載事項は次のとおりです。

①　開催された日時及び場所（当該場所に存在しない理事又は監事が出席した場合における出席の方法を含む）

②　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

・理事会を招集する理事を定款等で定めている場合、その他の理事の請求を受けて招集されたもの

・上記の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知がない場合に、請求をした理事が招集したもの

・監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款等に違反する重大な事実を発見したとして監事の請求により招集されたもの

・上記の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知がない場合に、請求をした監事が招集したもの

③　議長の氏名

④　議事の経過の要領及びその結果

項目ごとに提案し、発言、討議及び決議の内容の要旨を記載

⑤　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事

の氏名

⑥　次のことについて述べられた意見又は発言の内容の概要

・競業及び利益相反行為に係る取引をした理事が行った報告

・医療法人の業務又は財産の状況に係る監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款等に違反する重大な事実を発見した場合に、監事が行った報告

・理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等の資料を調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める場合に、監事が行った報告

・監事の報酬等について監事が述べた意見

⑦　出席した理事（定款等で議事録に署名又は記名押印しなければならない者を理事長としている場合は理事長）及び監事の署名又は記名押印

6　各種届出等

（1）役員変更届

医療法人の役員を変更したときは、役員変更届により、知事宛てで保健所に届け出なければなりません。【施行令第５条の１３】

なお、原則として、医療法人と取引関係にある営利法人等の役職員は、その医療法人の役員になることができません。

役員変更届を提出する場合の添付書類は次のとおりです。

ア　役員に就任する場合（新任）

（ア）役員就任承諾書（様式例１１）

（イ）履歴書（様式例８）

（ウ）医師又は歯科医師免許証の写し（理事長就任者の場合に限る）

（エ）理事長の原本証明（様式例２７）

（オ）確約書（様式例９）

営利法人の役員に就任している場合に限ります。

イ　役員に就任する場合（重任）

（ア）役員就任承諾書（様式例１１）

（イ）履歴書（様式例８）

前回添付時から変更がなければ不要です。

（ウ）確約書（様式例９）

営利法人の役員に就任している場合に限ります。

新たに就任した営利法人分のみ添付し、前回添付した営利法人分を再度添付する必要はありません。

ウ　辞任、死亡の場合

変更についての添付書類は不要です。

エ　その他

監事から理事、理事から理事長に変更する場合、役員就任承諾書及び履歴書（理事長の場合は、医師又は歯科医師免許証の写し）は添付が必要です。

（２）決算届

医療法人は、毎会計年度終了後２月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事に提出しなければなりません。監事は事業報告書等を監査し、監査報告書を作成して会計年度終了後３月以内に社員総会又は理事会及び評議員会に提出します。【法第５１条】

医療法人は、理事会及び社員総会（財団の場合は理事会及び評議員会）の承認を受け、決算届により、知事宛てで保健所に届け出なければなりません。【法第５２条】

決算届を提出する場合の添付書類は次のとおりです。

ア　財産目録

イ　貸借対照表

ウ　損益計算書

エ　関係事業者との取引の状況に関する報告書

（該当がない場合は、「なし」と記載し、提出してください。）

オ　監事の監査報告書

これらの決算書類及び定款等は、常に各事務所に備えて置き、社員、評議員、債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧の求めに応じなければなりません。【法第５１条の４】

なお、法第５１条第２項に該当する法人又は社会医療法人は、別途必要な添付書類がありますので、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課ホームページをご確認ください。

（３）登記届

医療法人は、前述（１ページ）のとおり、設立認可後、設立の登記をしなければなりませんが、その後、登記事項に変更があった場合や解散、合併、清算人の就任又はその

変更及び清算の結了の場合にも、登記を行い、登記届に変更後の登記事項証明書を添付して、知事宛てで保健所に届け出なければなりません。【施行令第５条の１２】

なお、インターネット登記情報サービスの登記情報は、印刷しても登記官の認証文や登記官印が付されていないことから、添付書類として使用できません。

ア　変更登記

医療法人が通常行う変更登記には、次のようなものがあります。

（ア）毎年必ず登記するもの

資産総額の変更登記

（毎年度決算終了後、資産の総額を登記します。）

（イ）その都度登記するもの

①理事長の変更

住所変更・改姓名を含みます。

任期満了で改選し、再び理事長に就任した場合も登記が必要です。

②定款（寄附行為）変更認可を受けた登記事項の変更

例：名称の変更

新たな診療所の開設

③事務所所在地の変更

イ　登記の時期

（ア）登記事項（１ページ参照）の変更の場合

主たる事務所の所在地においては、変更後２週間以内

（イ）資産総額の変更の場合

決算終了後２週間以内

（４）その他の届出及び申請

原則、定款等を変更する場合は、知事の認可を受けなければ、変更することができません。（詳細は第３章に記載）

巻末の「申請（届出）の添付書類一覧表（設立以外の主なもの）」を参照してください。

７　法人が備えるべき書類

医療法人は、次の書類を法人の主たる事務所（必要に応じ従たる事務所にも）に備えていなければなりません。

（１）社員名簿（社団）

（２）入会（拠出・寄附）申込書綴（社団）

（３）役員名簿（社団・財団）※財団の場合は、評議員名簿も必要です。

（４）役員履歴書綴（社団・財団）

医師であるときは免許証の写し（理事長の原本照合が必要）を添付してください。

（５）定款（財団の場合は寄附行為）

（６）議事録原本（社団・財団）

社員総会、理事会、評議員会ごとに別綴としてください。官公庁へ提出する議事録はこの原本から正確に写しをとり、様式例２７により理事長の「原本と相違ない」旨の証明をしてください。（解散等特定の場合には原本を付することがあります。）

（７）決算書類（社団・財団）

事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、監事の監査報告書

（８）会計帳簿類（社団・財団）

（９）認可書・各種届出書綴

認可書及び役員変更届等の各種書類は、全て永年保存しておいてください。

８　法人運営上の留意点

（１）基本的事項

ア　法人の行為は、全て定款等、法令又は社員総会等の決定に拘束され、理事長といえども独断で処理することはできません。

日常の業務、金銭出納等については、社員総会等の委任を受けているものと見なせますが、一定の規模を超える新たな義務の負担（借入金・改修工事・高価な物品の購入で予算に計上されていないもの）などは必ず意思決定機関である社員総会（理事会）の議決を経なければなりません。

イ　理事は法人の資産の管理・経理において私生活のそれと混同することは禁じられています。また、資金の一時融通のため、理事等が法人に貸付を行うことは適当ではありません。

（２）業務の範囲

法人は定款等又は法令の規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても一切行ってはなりません。【法第４２条】

附帯業務については、第３章 定款（寄附行為）変更手続の２をご覧ください。

（３）剰余金配当の禁止

医療法人は、出資又は寄附並びに拠出に対し配当を行うことは禁止されており、事実上、配当と見なされるような行為も厳に慎むべきです。決算後生ずる利益剰余金は、積立金とし、施設改善、従業員の待遇改善等に振り分けるのが適当です。

剰余金があるからといって、役員等に対して金銭の貸し付け等を行うことはできません。【法第５４条】

（剰余金配当とみなされる例）

・役職員及び利害関係者等に対する貸付（全役職員を対象とした規定を設けた福利厚生目的による場合を除く。）

・役員等が負担すべき債務の医療法人による肩代わり

・役員等特定の人のみが居住する社宅の所有又は賃貸

・役員等特定の人のみが使用する保養施設の所有　等

第３章　定款（寄附行為）変更手続

１　申請手続が必要な場合

法人の名称、病院等の開設又は廃止、役員定数の変更など定款等の条文を変更する必要がある場合には、定款等の規定に基づき、社員総会等の決議を経て、知事の認可を受けなければなりません。【法第５４条の９】

《定款（寄附行為）変更認可申請を行う場合の提出書類》（記入例２９～４１ページ）

（１）定款（寄附行為）変更認可申請書

法人の名称及び所在地に変更があった場合、変更前の名称及び所在地を記載してください。

（２）添付書類

ア　変更条項の新旧対照表

イ　定款変更理由書

ウ　定款等に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（変更することを決議した社員総会等の議事録の写し）

エ　新旧定款（寄附行為）

オ　その他、変更の内容により添付書類が異なりますので、巻末の「申請（届出）の添付書類一覧表（設立以外の主なもの）」を参照してください。

（３）その他

定款変更認可事務は、標準事務処理期間が２５日（休日を含まない）となっており、添付書類の差し替えがある場合は、さらに日数を要しますので、日数に余裕をもって申請してください。

２　附随業務

開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは収益業務に含まれず、特段の定款変更等は要しません。（附随業務として行うことが可能）

附随して行われる業務とは、次に掲げるものです。

（１）病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるもの。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業、患者の療

養を目的としたコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品販売等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

（２）病院等の施設外で当該病院等に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるもの。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者の無償搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者の無償搬送は附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

（３）（１）及び（２）において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあっては、当該法人以外の者が行う事業内容が、（１）又は（２）の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、（１）又は（２）の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

３　附帯業務

医療法人は、その開設している病院等の業務に支障のない限り、法第４２条に定める業務を行うことができます。

ただし、これらの業務を行う場合は必ず定款等に定めておかなければなりません。

介護保険関係については、既に開設している事業所と同一の名称・所在地で、介護保険サービス事業者の指定を受け、居宅サービス事業等を行う場合は、原則として定款等の変更は不要です。

また、介護保険サービス事業者の指定を受けて居宅サービス事業等を行うことを定款等に記載する必要がある場合には、定款に附帯業務の条文を新たに設けて、事業所名称又は事業名称を入れて、定款（寄附行為）変更認可申請をしてください。

法第４２条第４号・第５号の疾病予防施設の利用者は病人及び半健康人のみが対象で一般の方は対象としていません。

附帯業務の範囲については、附帯業務一覧（北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課のホームページに掲載）で確認してください。

定款（寄附行為）変更認可申請にかかる添付書類については、「申請（届出）の添付書類一覧表（設立以外の主なもの）」を参照してください。

４　収益業務

社会医療法人は、その開設する病院等の業務に支障のない限り、定款等の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院等の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（収益業務）を行うことができます。（平成１８年法律第８４号附則第８条、平成１９年厚生労働省告示第９２号、改正前の法第４２条第２項）

５　届出手続が必要な場合

法人の事務所又は公告の方法のみを変更する場合は、認可申請ではなく変更の届出が必要になります。

ただし、主たる事務所を他の都府県へ移転する場合は、認可権者を北海道知事から変更する必要があることから、定款（寄附行為）変更認可申請を行わなければなりません。

また、事務所の移転及び従たる事務所の追加・削除は、登記事項の変更になりますので、変更登記を行い、登記届に変更後の登記事項証明書を添付して、知事宛てで保健所に届け出なければなりません。

《定款（寄附行為）変更届を行う場合の提出書類》

（１）定款（寄附行為）変更届

（２）添付書類

新定款（寄附行為）

（参考）法人事務所以外の住所変更に係る定款変更手続

	住所変更の原因	手　　続	備　　考
1	移転の場合	定款変更認可申請	
2	市町村合併の場合	不　　要	
3	区画整理（市町村等の都合）による住居表示変更の場合	定款変更届 注１	・市町村発行の証明書の写しを添付 ・登記届を同時提出
4	分割登記等による地番変更の場合	定款変更認可申請	・土地の登記事項証明書を添付

注１）役員定数の変更など、他の条項も同時に変更しようとする場合にあっては、定款変更認可申請の手続が必要になります。

注２）申請又は届出に必要な添付書類については、５２ページの「申請（届出）の添付書類一覧表（設立以外の主なもの）」を確認してください。

第４章　合併手続及び分割手続

１　合併

（１）医療法人の合併の種類

医療法人は、他の医療法人と合併することができます。この場合においては、合併をする医療法人は、合併契約を締結しなければなりません。【法第５７条】

ア　吸収合併

医療法人が他の医療法人とする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるものをいいます。【法第５８条】

イ　新設合併

２以上の医療法人がする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併に伴い新設する医療法人に承継させるものをいいます。【法第５９条】

（２）合併の手続

ア　合併契約

吸収合併をする場合には、吸収合併存続医療法人と吸収合併消滅医療法人との間で、吸収合併契約を締結しなければなりません。

また、新設合併をする場合には、新設合併設立医療法人と吸収合併消滅医療法人との間で、新設合併契約を締結しなければなりません。【法第５８条、５９条】

イ　社員総会、理事会の決議

社団たる医療法人にあっては、吸収合併契約又は新設合併契約について、当該医療法人の総社員の同意を得なければなりません。財団たる医療法人にあっては、寄附行為に吸収合併又は新設合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収合併又は新設合併をすることができ、吸収合併契約又は新設合併契約について、理事の３分の２以上の同意を得なければなりません。【法第５８条の２、５９条の２】

ウ　知事の認可

吸収合併又は新設合併は、吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じません。また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければなりません。【法第５８条の２、５９条の２】

手続等、詳細については、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課ホームペー

ジに掲載しているスケジュールを確認した上で、申請前にご相談ください。

２　分割

（１）医療法人の分割の種類

「分割」とは、法定の手続によって行われる医療法人相互間の契約であり、当事者たる医療法人が事業に関して有する権利義務の全部又は一部が他の存続する医療法人又は新設の医療法人に移転する効果を持つものです。

ア　吸収分割

吸収分割は、医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させるものをいいます。【法第６０条】

イ　新設分割

新設分割は、１又は２以上の医療法人がする分割であって、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割に伴い新設する医療法人に承継させるものをいいます。【法第６１条】

（２）分割制度の対象法人

社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第４２条の３第１項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割制度の対象とすることができません。

（３）分割の手続

ア　吸収分割契約の締結又は新設分割計画の作成

医療法人が吸収分割をする場合には、吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人との間で、吸収分割契約を締結しなければなりません。

また、新設分割をする場合には、新設分割計画を作成しなければなりません。【法第６０条、６１条】

イ　社員総会、理事会の決議

社団たる医療法人にあっては、吸収分割契約又は新設分割計画について、当該医療法人の総社員の同意を得なければなりません。財団たる医療法人にあっては、寄附行為に吸収分割又は新設分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割又は新設分割をすることができ、吸収分割契約又は新設分割計画について、理事の３分の２以上の同意を得なければなりません。【法第６０条の３、６１条の３】

ウ　知事の認可

吸収分割又は新設分割は、吸収分割医療法人、吸収分割承継医療法人又は新設分割医療法人、新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事（主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事）の認可を受けなければ、その効力は生じません。

また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければなりません。

【法第６０条の３、６１条の３】

手続等、詳細については、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課ホームページに掲載しているスケジュールを確認した上で、申請前にご相談ください。

第５章　解散手続

１　解散

医療法人を解散する場合、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課ホームページに掲載しているスケジュールに従って、事前審査を受けてください。なお、事前申請として提出された書類は、返却することができません。

事前審査の段階では、押印が必要な書類の押印は不要であり、提出部数は１部です。

申請書類は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に郵送又は持参により提出してください。保健所に提出することはできません。

必要な書類は、次のとおりです。【医療法施行規則第３４条】

（１）医療法人解散認可申請書

（２）添付書類

ア　解散理由書（記載例：４８ページ）

※　記載例はあくまで一例です。解散するに至った経緯、理由を具体的かつ詳細に記載してください。

イ　解散することを決議した社員総会（財団の場合は理事会（評議員会））の議事録（写しの場合は原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）（記載例：４９ページ）

ウ　財産目録（決算届の様式を使用すること。）

エ　貸借対照表（決算届の様式を使用すること。）

オ　残余財産の処分方法を記載した書類（記載例：５１ページ）

カ　現行定款等に記載のある医療機関等を廃止した届出書（写）

※　上記書類の内容を確認するために、その他の書類を提出していただく場合もあります。

本申請の提出部数は、３部（正本１部＋副本２部）です。申請書類は、保健所へ申請してください。（北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課へ申請することはできません。）

２　解散認可後の手続

解散認可後又は解散届提出後は、次の手続が必要です。

（１）解散登記、清算人就任登記

（２）官報に掲載して公告（２か月以内に３回以上）【法第５６条の８第１項、第４項】

（３）清算結了登記

解散認可後は、（１）及び（３）の登記が完了した後に、それぞれ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）を添付して、医療法人の登記事項の届出を提出してください。

なお、届出者は清算人となります。

第６章　その他の留意点

１　医療法人に対する指導監督

（１）報告及び検査

医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく知事の処分、定款若しくは寄附行為（以下「法令等」という。）に違反している疑いがあり、又は、その運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められるときは、当該医療法人に対し、報告を求め、又はその事務所に立入り、検査をすることがあります。【法第６３条】

（２）法令等の違反に対する措置

医療法人の業務や会計が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることがあります。

医療法人が、この命令に従わないときは、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたり、役員の解任を勧告したりすることがあります。【法第６４条】

（３）設立認可の取消し

医療法人が、成立した後又は全ての病院等を休止若しくは廃止した後、１年以内に正当な理由がないのに病院等を開設しないとき又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことがあります。

また、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく知事の命令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、設立の認可を取り消すことがあります。【法第６５条、６６条】

（４）罰　　則

医療法人の医療法違反に関しては罰則の適用があります。【法第７３条～７６条】

第７章　各種申請（届出）様式の記入例

申請（届出）様式の一部について記入例を掲載しましたので、作成時の参考にしてください。申請又は届出の際には、巻末の「申請（届出）の添付書類一覧表（設立以外の主なもの）」で必要な添付書類を確認し、保健所に提出してください。

様　　式　　名	様式番号等	頁
定款（寄附行為）変更認可申請書	別記第33号様式	２９
新旧条文対照表	（記入例）	３１
定款変更理由書	（記入例）	３３
社員総会議事録	（記入例）	３４
附帯業務の概要書	様式例２６	３６
定款変更後２年間の事業計画	様式例１２	３７
定款変更後２年間の予算書	様式例１３	３８
予算明細書	様式例１４	３９
職員給与費内訳書	様式例１５	４０
理事長の原本証明	様式例２７	４１
役員変更届	別記第42号様式	４２
社員総会議事録（添付提出は不要）	（記入例）	４３
役員就任承諾書	様式例１１	４４
履歴書及び確約書	様式例８・９	４５
解散認可申請書	別記第号	４７
解散理由書	（記入例）	４８
社員総会議事録	（記入例）	４９
残余財産の処分方法	（記入例）	５１

法人番号：〇〇〇〇
＊不明な場合は保健所に照会の上記入すること
令和〇〇年〇月〇日
＊保健所提出年月日を記入すること

北海道知事　様

主たる事務所の所在地
札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号
医療法人社団北一会
理事長　　**北海　一郎**　　㊞
電話番号　**０１１－０００－００００**

定款（寄附行為）変更認可申請書

定款（寄附行為）を変更したいので、医療法第54条の９第３項（医療法第70条の18第１項において読み替えて準用する同法第54条の９第３項）の規定により申請します。

添付書類

１　定款又は寄附行為の変更内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類

２　定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

（１）　社団の医療法人（地域医療連携推進法人）にあっては、社員総会の議事録

（２）　財団の医療法人にあっては、理事会（評議員会）の議事録

３　定款又は寄附行為の変更が当該医療法人（地域医療連携推進法人）が新たに病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、次の書類を添付すること。

（１）　当該医療法人（地域医療連携推進法人）の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

（２）　開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の医師法第16条の６第２項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第８条の規定により医師法第16条の６第１項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証）又は歯科医師法第16条の４第２項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の４第１項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証）の写し

４　定款又は寄附行為の変更が当該医療法人が法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類を添付すること。

５　定款又は寄附行為の変更が社会医療法人である医療法人が法第42条の２第１項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類を添付すること。

６　定款の変更が当該地域医療連携推進法人が新たに第１種社会福祉事業に係る施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、当該施設の従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類及び当該施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面を添付すること。

７　３から６までのいずれかに該当する場合は、次の書類を添付すること。

（１）　定款又は寄附行為変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書

（２）　新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写し並びに登記事項証明書及びその評価額を証明する書類（当該拠出又は寄附を受ける財産が不動産であるときに限る。）

（３）　土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

備考　正本１部、副本２部を提出すること。

注　１　事業計画は新たな事業の発足に要する土地、建物、機械器具、備品及び医薬品等の調達方法、当面の運転資金について、新たに開設する施設のほか、法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り詳細に記載すること。

２　変更予算書は、現行、変更後、増減に分けること。

新旧条文対照表（１／２）

医療法人名：**医療法人社団北一会**
法人番号　：〇〇〇〇
＊医療法人名、法人番号は必ず記載すること

例１　法人名称の変更の場合

	新　条　文	旧　条　文
第１条 第４条	本社団は、医療法人社団〇〇会と称する。 本社団の開設する病院の名称及び開設場所は次のとおりとする。 医療法人社団〇〇会××病院 札幌市・・・・・・・・・・・	本社団は、医療法人社団△△会と称する。 本社団の開設する病院の名称及び開設場所は次のとおりとする。 医療法人社団△△会××病院 札幌市・・・・・・・・・・・

例２　会計年度の変更の場合

	新　条　文	旧　条　文
第16条 第22条	本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。 理事長は、定時社員総会を、毎年２回、３月及び６月に開催する。	本社団の会計年度は、毎年１月１日に始まり、同年12月31日に終わる。 理事長は、定時社員総会を、毎年２回、12月及び２月に開催する。

※会計年度を遡って変更することはできないため、注意してください。

例３　附帯業務の追加の場合

	新　条　文	**旧　条　文**
第４条 **第４条の２**	**本社団の開設する病院の名称及び開設場所は次のとおりとする。** **医療法人社団△△会××病院** **札幌市・・・・・・・・・・** **本社団は、前条に掲げる病院を経営するほか、次の業務を行う。** **××訪問看護ステーション**	**本社団の開設する病院の名称及び開設場所は次のとおりとする。** **医療法人社団△△会××病院** **札幌市・・・・・・・・・・**

新旧条文対照表（２／２）

医療法人名：**医療法人社団北一会**
法人番号　：○○○○
＊医療法人名、法人番号は必ず記載すること

例４　病院と附帯業務を開設している医療法人が、診療所の新規開設の場合

	新　条　文	旧　条　文
第３条	本社団は病院及び診療所を経営し、科学的で、かつ、適正な医療を普及することを目的とする。	本社団は病院を経営し、科学的で、かつ、適正な医療を普及することを目的とする。
第４条	本社団の開設する病院及び診療所の名称並びに開設場所は次のとおりとする。 （１）医療法人社団△△会××病院 札幌市・・・・・・・・・・・ （２）医療法人社団△△会□□診療所 札幌市・・・・・・・・・・・	本社団の開設する病院の名称及び開設場所は次のとおりとする。 医療法人社団△△会××病院 札幌市・・・・・・・・・・・
第５条	本社団は、前条に掲げる病院及び診療所の経営を行うほか、次の業務を行う。 医療法人社団△△会　○○訪問看護ステーション	本社団は、前条に掲げる病院の経営を行うほか、次の業務を行う。 医療法人社団△△会　○○訪問看護ステーション
第32条３	本社団が開設する病院及び診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	本社団が開設する病院の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
第33条５	監事は、本社団の理事又は職員（本社団が開設する病院及び診療所（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他職員を含む。）を兼ねてはならない。	監事は、本社団の理事又は職員（本社団が開設する病院（指定管理者として管理する病院を含む。）の管理者その他職員を含む。）を兼ねてはならない。

記入上の注意

１　新旧条文対照表のページの右上欄には必ず医療法人名及び法人番号を記入してください。ページが複数枚にわたる場合であっても、それぞれのページに記入してください。

２　法人番号は、北海道における設立認可順の一連番号です。不明な場合、保健所に確認の上記入してください。

３　変更箇所に下線を引いてください。（新条文及び旧条文の両方）

定款変更理由書

例１

現在、札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号に病院を開設しているが、入院患者から退院後の訪問看護のニーズが非常に高いため、高齢者に対する医療・福祉の体制を強化するため、新たに訪問看護ステーションを開設することとした。

そのため、定款第４条の２を新たに設け、附帯業務の追加を行うもの。

例２

札幌市〇区の地下鉄〇〇駅近くに、新たに診療所を開設することとした。

そのため、定款第４条を変更する必要があることから、申請するもの。

また、当法人の理事定数は、「３名以上５名以内　うち理事長１名」としており、現在、理事は５名就任しているが、新たに開設する診療所の管理者を理事に就任させる必要があることから、定数を４名以上７名以内うち理事長１名としたいため、定款第３１条を併せて変更する。

なお、定款変更認可日をもって、新たに開設する診療所の管理者となる〇〇〇〇が理事に就任する。

※変更の目的（具体的に記載）及び変更する条文を必ず記載すること。

医療法人社団北一会　臨時社員総会議事録

1　日　　時　令和　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分
2　場　　所　**医療法人社団北一会××病院　　階　会議室**
3　出席社員　北海一郎、○○　○○、○○　○○、○○　○○、
　　（本社団社員総数　名のうち、　名出席、　名委任状提出）
4　出席理事及び監事　理事長　北海　一郎、理　事○○　○○、
　　理　事　○○　○○、監　事○○　○○
5　議事録作成者　○○　○○

本社団定款　条の規定により議長を選任した結果、　　が議長となり、定款　条に規定する必要な定足数に達したことを確認した後、午後　時　分開会を宣し、議事に入った。

■第１号議案　**附帯業務の追加の件**

理事　　は発言し次のように述べた。

「本社団の事業も順調に発展している。そこで、**新たに当病院に隣接する北海道○○ビル１階のテナントを賃貸契約し、当法人の附帯業務として××訪問看護ステーションを開設することとしたい。その資金計画は、次のとおりである。**

○○銀行の融資	万円
本社団の内部留保金	万円
合　　計	万円
テナント保証金	万円
内部造作費	万円
機械設備・備品	万円
運転資金	万円
その他	万円
合　　計	万円

以上のように述べるとともに、詳細な説明を行い質問に答えた。

議長は本案の承認を求めたところ一同異議なく承認された。

■第２号議案　**定款の一部変更の件**

理事　　は、発言し次のように述べた。

「前号議案の承認に伴い、××訪問看護ステーションを定款第４条の２として加えることとしたい。」

以上のように述べるとともに、定款の新旧対照条文表を一同に示した。（別紙のとおり）

議長は本案の承認を求めたところ一同異議なく承認された。

■第３号議案　社員入社及び理事１名選任の件

理事　　は、発言し次のように述べた。

「当法人の理事定数は、定款第　条により、３名以上６名以内とされており、現在３名で運営している。体制強化のため、令和　　年　　月　　日から理事１名の追加を提案するとともに、　　氏を推薦したい。同氏は本社団の社員でないため、定款第　条に規

定するところにより、入社することについて社員の同意を要する。」
議長は本案の承認を求めたところ一同異議なく承認された。

【銀行から借り入れがある場合】
■第　号議案　銀行融資申込に伴う借入金の最高限度額及び抵当権設定の件
理事　　は、発言し次のように述べた。
「〇〇診療所開設資金として〇〇銀行　　支店から融資を受けることしたい。ついては、当法人の借入金の最高限度額を　　億　　万円とし、また、同銀行に担保として、現在開設している××病院の土地及び建物への抵当権設定について次のように提案する。
土　地　　現病院の敷地　　㎡
建　物　　現病院の建物　　造　　階建延　　㎡　」
以上のように述べるとともに、さらに詳細な説明を行い質問に答えた。
議長は本案の承認を求めたところ一同異議なく承認された。

■第４号議案　本社団の事業計画及び予算の変更設定の件
理事　　は発言し、**「××訪問看護ステーション開設計画に伴い、令和　年　月に承認を得た今年度の事業計画及び予算の変更並びに令和　年度の事業計画及び予算を別紙のように設定したい。」と述べ、計画案、予算案を一同に配布した。**
議長は本案の承認を求めたところ一同異議なく承認された。

以上をもって本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。（　　時　　分）

本日の決議を確認するため、出席社員全員が記名押印する。

社員（理 事 長）　北海　一郎　　㊞
〃（理　　事）　〇〇　〇〇　　㊞
〃（理　　事）　〇〇　〇〇　　㊞
〃（監　　事）　〇〇　〇〇　　㊞

（以下提出書類に記載又は別に様式例２７により証明すること。）
この議事録の写しは本社団の社員総会の議事録原本と相違ありません。
令和　　年　　月　　日
医療法人社団北一会　理事長　北海　一郎　　㊞

様式例２６

開設しようとする**××訪問看護ステーション**の概要書

１　名　　称
××訪問看護ステーション

２　開設の場所
札幌市○○区○条○丁目○－○北海道○○ビル１階

３　従業員の定数

職　　種	定　数	職　　種	定　数
看護師	人 **4**	事務員	人 **1**

注　職種は適宜記入してください。
　　運営規程及び職員給与費内訳書と矛盾がないよう記載してください。

４　管理者となるべき者の氏名
○○　○○

５　建物の構造設備の概要

構　　造	階数	面　　積
	1階	**100** ㎡ **訪問看護ステーション分** （ **30** ㎡）

注　建物総体を記載し、（　）に附帯業務事業所分を記入してください。
　　テナントビル入居の場合の面積は、賃貸部分のみ記入してください。

（添付書類）
１　事業所の管理者となる者の資格証（免許証）の写し
２　事業所運営規程（運営規程がない場合は契約書等事業内容がわかるものの写し）
３　事業所の平面図（該当場所を赤枠又は斜線等で明示すること）
４　事業所が賃借の場合は、賃貸借契約書の写し（または覚書）及び土地・建物の登記事項証明書

様式例１２

定款変更後２年間の事業計画
（××訪問看護ステーション）

初年度 **（令和元年年８月１日～令和２年３月３１日：８か月）**

・××訪問看護ステーションを開設するにあたり、新に看護師を３名採用
・看護師１名及び事務職員は、病院からの異動
・管理システム導入（初期導入費用：10万円、月額2.5万円）
・運転資金として、医療法人から300万円拠出
・複合機をリース契約（月額6千円）
・１日当たりの患者は、１１人を見込んでいる

↑「定款変更後２年間の予算書」、「予算明細書」、「職員給与費内訳書」の初年度目に反映させること。

次年度 **（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）**

・事業拡大により、看護師１名を新たに採用、車両１台をリース調達
・１日当たりの患者は、１４人を見込み、次年度単年での収入が支出を上回る計画

↑「定款変更後２年間の予算書」、「予算明細書」、「職員給与費内訳書」の次年度目に反映させること。

（作成上の注意）
1　当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを箇条書きする。
2　この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。

様式例１３

定款変更後２年間の予算書
（法人全体分）

（収入予算額総括表）　　（単位：千円）

科目	初年度（8か月）			次年度
	現行(a)	変更後(b)	増減(b-a)	
医業収入 入院収入 外来収入 その他 医業外収入 借入金 拠出金等 前年度繰越金	現行予算を記入	様式例14初年度と一致	差引増減を記入	様式例14次年度と一致
合計		182,555		

（支出予算額総括表）　　（単位：千円）

科目	初年度（8か月）			次年度
	現行(a)	変更後(b)	増減(b-a)	
医業費用 医業外費用 施設整備費 施設整備費 医療機器購入費 借入金（元金）返済 法人税等（租税公課） 翌年度繰越金	現行予算を記入	様式例14初年度と一致	差引増減を記入	様式例14次年度と一致
合計		182,555		

（作成上の注意）

1　不要な科目は削除しても差し支えないこと。

2　事業計画（様式例１２）の内容と一致すること。

3　1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないこと。

4　法人税等（租税公課）は、発生主義に則って記載すること。
　よって、実際の納税は翌年度になる場合であっても、税金相当額は初年度に計上すること。

様式例１４

予　算　明　細　書

（××訪問看護ステーション分）

初年度　（令和元年８月１日～令和２年３月３１日：８か月分）

	１日平均	１か月平均	１年
入院患者数	人	人	人
外来患者数	11人	220人	1760人

（注）１　入院患者数（１年）＝入院患者数（１日平均）×３６５（３６６）
　　２　外来患者数（１年）＝外来患者数（１か月平均）×１２
　　３　初年度の月数に注意すること。

（収　入）

科目	法人合計	法人合計のうち××訪問看護ステーション分	
		金額	内容説明
医業収入	法人全体の変更後の収入予算を記入	17,600	
入院収入			
自費収入			平均　円×年間　人
社会保険等収入			平均　円×年間　人
室料差額収入			平均　円×年間　人
外来収入		17,600	
自費収入			平均　円×年間　人
社会保険等収入		17,600	平均　10,000円×年間　1,760人
その他			集団検診料、診断書発行料等
医業外収入			
受取利息			預託金の利息
その他			従業員、付添人等の給食収入等
借入金			銀行等からの借入金
拠出金等		3,000	現金、預金、医業未収金の合計
前年度繰越金			
合計	182,555	20,600	

（作成上の注意）
１　不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該収入を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
２　事業計画（様式例１２）の内容と一致すること。
３　1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、予算書（様式例１３）の単位と一致させること。
４　合計欄の金額は、予算書（様式例１３）の収入予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
５　自賠法、労災法による診療収入は、自費収入に入れること。
６　初年度と次年度の２年度分を作成すること。
７　新規開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。

（支　出）

科目	法人合計	法人合計のうち××訪問看護ステーション分	
		金額	内容説明
医業費用	法人全体の変更後の支出予算を記入	20,032	
給与費		16,928	
職員給与		15,600	（職員給与費内訳書（様式例１５）のとおり）
その他		1,328	退職金、法定福利費
役員報酬			円×年間　人
材料費			医薬品費、診療材料費、給食用材料費　等
経費		3,104	
賃借料		800	土地、建物の賃借料
その他		2,304	福利厚生、交通費、光熱水費、保険料、通信費、交際費、修繕費、消耗品費　等
委託費			検査、給食、寝具、医事、清掃、保守等の委託費
その他			研究研修費、本部費　等
医業外費用			支払利息など
施設整備費			医療機器購入費、施設整備費
借入金（元金）返済			
法人税等（租税公課）			
翌年度繰越金		568	
合計	182,555	20,600	

（作成上の注意）
１　不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該支出を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
２　事業計画（様式例１２）の内容と一致すること。
３　1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、予算書（様式例１３）の単位と一致させること。
４　合計欄の金額は、予算書（様式例１３）の支出予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
５　「職員給与」の金額は、職員給与費内訳書（様式例１５）の合計欄の金額を一致すること。
６　初年度と次年度の２年度分を作成すること。
７　新規開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。

様式例１５

職　員　給　与　費　内　訳　書

（××訪問看護ステーション）

初年度　（令和元年８月１日～令和２年３月３１日：８か月分）　　（単位：千円）

職　　種	常　勤　（名） 非常勤　（名） 計　　（名）	A 一人当たり 月額給与	B 月額給与計	C 年間給与計 （　か月分）	D 年 間 賞 与	E 年　間　計
医　　師	名					0
	名					0
	0　名	0	0	0		0
看　護　師	4　名	300	1,200	9,600	3,600	13,200
	名					
	4　名	300	1,200	9,600	3,600	13,200
准 看 護 師	名					0
	名					
	0　名	0	0	0	0	0
看護補助者	名					0
	名					
	0　名	0	0	0	0	0
臨　床 検査技師	名					
	名					
	名					
診療放射線 技　師	名					
	名					
	名					
事　務　員	1　名	250	250	2,000	400	2,400
	名					
	1　名	250	250	2,000	400	2,400
	名					
	名					
	名					
合　　計	5　名	550	1,450	11,600	4,000	15,600
	0　名	0	0	0	0	0
	5　名	550	1,450	11,600	4,000	15,600

（作成上の注意）

１　適宜、不要な職種の削除又は必要な職種の追加を行うこと。

２　1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、予算明細書（様式例１４）の単位と一致させること。

３　初年度と次年度の２年度分を作成すること。

４　監事は「職員」ではないので、本表では計上しないこと（定款例第１７条第５項）。

様式例２７

理事長の原本証明

次の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

1　現行定款（寄附行為）
2　議事録
3　管理者となる者の免許証
4　不動産賃貸借契約書
5　土地及び建物の登記事項証明書
6　○○○○

令和　　年　　月　　日

医療法人社団北一会
理事長　北海　一郎　　㊞

注）申請書以外の添付書類については、この書類の提出により、写しの提出でも差し支えないものとする。

記入例：理事１名変更の場合

別記第42号様式（第35条の２関係）

法人番号：〇〇〇〇

＊不明な場合は保健所に照会の上記入すること

令和〇〇年〇月〇日

＊保健所提出年月日を記入すること

北海道知事　様

主たる事務所の所在地
札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号
医療法人**杜団△△会**
理事長　　**A**　　㊞
電話番号　**011－000－000**

役　員　変　更　届

役員を変更したので、医療法施行令第５条の13の規定により、次のとおり届け出ます。

記

１　新旧役員名簿

役職名	旧　役　員		新　役　員	
	氏　名	退任年月日	氏　名	就任年月日
理事長	A		A	
理　事	B		B	
理　事	**C**	**令和　年　月　日**	**E**	**令和　年　月　日**
監　事	D		D	

２　役員定数

理事　　３名以上　　５名以内（内訳　うち理事長１名）

監事　　１名

添付書類

１　新たに就任した役員の就任承諾書

２　新たに就任した役員の履歴書

備考　正本１部、副本１部を提出すること。

注　変更のない役員についても全員記載し、変更する者を太字等でわかりやすく表示すること。

役員変更に伴う社員総会議事録の記入例（添付する必要はありません）

医療法人**社団△△会**　臨時社員総会議事録

１　日　　時　令和　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分
２　場　　所　**医療法人社団△△会××病院　　階　会議室**
３　出席社員　***A***、***B***、***C***、***D***
　　（本社団社員総数　名のうち、　名出席、　名委任状提出）
４　出席理事及び監事　***A***理事長、***B***理事、***C***理事、***D***監事
５　議事録作成者　○○○○

本社団定款第　条の規定により選任した結果、理事　***A***　が議長となり、定款第　条の規定に関する定款変更に必要な定足数に達したことを確認した後、　時　　分開会を宣し、議事に入った。

■第１号議案　社員入社及び寄附申込みの件
議長は発言し、　***E***　氏から、入社及び寄附について申し込みたい旨の依頼を受けた。
　　寄附内容　　金　　万円
慎重に審議した結果、一同異議なく承認された。

■第２号議案　理事及び監事選任の件
議長は発言し、定款第　条第　項の規定により、理事及び監事は令和　　年　　月　　日をもって任期満了となるため改選したい旨を述べた。
また、理事　***C***　は、今期をもって辞任の意向を示されており、新たに１名理事を選任する必要がある旨を述べた。
慎重に審議した結果、理事及び監事は次のように選任された。
　　理　事　***A***　（重　任）
　　同　　***B***　（　同　）
　　同　　***E***　（新　任）
　　監　事　***D***　（重　任）
上記役員の任期は、平成　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとなることを確認し、重任された者は各自この就任を承諾した。
新任となる　***E***　氏については、理事就任を依頼することとする。

■第３号議案　社員退社の件
議長は発言し、　理事　C　から、理事の辞任とともに社員退社について意向を示されている。
退社理由については、（　　退　　社　　理　　由　　）ということである。
慎重に審議した結果、一同異議なく承認された。

以上をもって本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。（　　時　　分）

本日の決議を確認するため、出席社員全員が記名押印する。
　　社員（理 事 長）　***A***　㊞
　　〃　（理　　事）　***B***　㊞
　　〃　（理　　事）　***C***　㊞
　　〃　（監　　事）　***D***　㊞

注１　理事長は理事会で選任することになります。上記に準じ理事会議事録を作成します。
注２　理事が全員社員となっている場合は、社員総会と理事会を兼ねて開催してかまいませんが、その旨わかるよう記入してください。

様式例１１

令和　　年　　月　　日

医療法人**社団△△会**
理事長　　**A**　　様

氏　名　　**E**　　㊞

役　員　就　任　承　諾　書

私は、医療法人**社団△△会**の**理事**に令和　　年　　月　　日から就任することを承諾します。

様式例８

履　　歴　　書

現 住 所　北海道○○市○○町○番○号

氏　　名（ふりがな）　○　○　○　○（　○　○　○　○　）

生年月日　昭和○○年○○月○○日

学　　歴（概ね高校以上）

平成○○年○月　　北海道○○高等学校卒業
平成○○年○月　　○○医科大学卒業

資　　格

平成○○年○月　　医師免許取得（第○○○○○○号）

職　　歴（できるだけ詳細に）

平成○○年○月～平成○○年○月　○○医科大学病院○○科入局
平成○○年○月～令和○○年○月　○○病院勤務（北海道○○市）
令和○○年○月～現在に至る　　医療法人社団△△会○○診療所

賞　　罰（ない場合は「なし」と記入すること）

以上のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

氏　名　　㊞

（作成上の注意）

1　学歴は、概ね高校以上とし、医師の他、有資格者（医療関係資格）についても記入すること。
2　他の医療法人の役員に就任している場合は、必ず職歴欄に記載すること。
3　営利法人の役員に就任している場合は、必ず職歴欄に記入し、当該営利法人の登記事項証明書及び確約書を添付すること。（医療法人と営利法人間で取引がある場合、営利法人の役員は、医療法人の役員には就任できないので注意すること。）

様式例９

確　　約　　書

○○○○は、株式会社○○○○の取締役（代表取締役）に就任しておりますが、次の事項につき証明及び確約します。

記

１　現在、株式会社○○○○は、医療法人社団△△会との間において、営業取引関係にはなく、寄附や拠出等もしておりません。

２　今後も営業取引、寄附、拠出等は行いません。

令和　　年　　月　　日

株式会社○○○○　代表取締役　○○○○　　㊞

参考：医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（抜粋）
（平成５年２月３日付け総５・指９　各都道府県衛生主管部（局）長宛て
厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知、平成２４年３月３０日最終改正）
・・・医療機関の開設手続きについては、特に、開設者が実質的に医療機関の運営の責任主体たり得ること及び営利を目的とするものでないことを十分確認する必要があり、・・・左記のとおり定めたので、開設許可の審査及び開設後の医療機関に対する検査にあたり十分留意の上厳正に対処されたい。
第１　開設許可の審査にあたっての確認事項
１　医療機関の開設者に関する確認事項
（２）開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。
④　開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。
２　非営利性に関する確認事項等
（２）医療機関の運営上生じる剰余金を役職員や第三者に配分しないこと。
※　全文は、厚生労働省のホームページを参照すること。
（医療法人・医業経営のホームページ４医療法人関係法令及び通知等）

別記第36号様式（第31条関係）

法人番号：〇〇〇〇

＊不明な場合は保健所に照会の上記入すること

令和〇〇年〇月〇日

＊保健所提出年月日を記入すること

北海道知事　様

主たる事務所の所在地
札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号
医療法人社団北一会
理事長　**北海　一郎**　㊞
電話番号　**011－000－000**

医療法人解散認可申請書

医療法第55条第１項第２号（第３号）により医療法人を解散したいので、同条第６項の規定により申請します。

添付書類

１　理由書

２　法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類

（１）　社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録

（２）　財団の医療法人にあっては、理事会（評議員会）の議事録

３　財産目録及び貸借対照表

４　残余財産の処分に関する事項を記載した書類

備考　正本１部、副本２部を提出すること。

解散理由書（例）

１　医療法人の概要

（１）名　　称：医療法人社団北一会

（２）所　　在　　地：札幌市中央区北○条西○丁目○番○号

（３）設立認可年月日：平成元年９月１日

（４）理事長（年齢）：北海　一郎（７０歳）

２　開設していた医療機関

名称	○○クリニック
所在地	札幌市中央区北○条西○丁目○番○号
管理者	北海　一郎
開設年月日	平成元年１１月１０日
廃止年月日	令和２年３月３１日
病床数	なし
診療科目	内科、循環器内科

３　解散の理由

理事長であり○○クリニック管理者の北海 一郎が体調を崩したため、令和元年９月から診療時間を短くして診療を継続していたが、その後も体調の回復が見られないことから、医師として勤務することを辞めることとしました。（注：勤務医となる場合は、その旨明記すること。）

当法人が開設している○○クリニックは、１日あたりの患者数が５０名程度であり、安定して医業経営を行っており、診療所を廃止することは地域住民にも影響が出るため、後継者を探しましたが残念ながら見つかりませんでした。このため、診療所を令和２年３月３１日で廃止し、法人を解散することとしました。

なお、○○クリニックの事業継承先を探していたところ、医療法人社団○×が事業継承し、引き続き診療所を開設しております。

医療法人社団北一会
理事長　○○　○○　　㊞

注１　管理者の状況、医療施設の状況、法人の経営状況等を具体的に記載してください。

注２　「２　開設していた医療機関」について、複数開設していた場合、それぞれ記載してください。開設医療機関が１つの場合は、列を削除してください。

医療法人社団△△会　臨時社員総会議事録（例）

１　日　　時　令和　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分
２　場　　所　医療法人社団北一会○○クリニック　院長室
３　出席社員　北海一郎、○○　○○、○○　○○、○○　○○、
　　（本社団社員総数　名のうち、　名出席、　名委任状提出）
４　出席理事及び監事　理事長　北海　一郎、理　事○○　○○、
　　理　事　○○　○○、監　事○○　○○
５　議事録作成者　○○　○○

本社団定款第○条第○項の規定により○○　○○は選任されて議長となり、定款第○条第○項の規定する解散の決議に必要な定足数に達したことを確認したのち、○時○分開会を宣し、議事に入った。

第１号議案　本社団を解散する件

議長○○　○○は、本社団の業務全般にわたる詳細を説明するとともに、本社団が解散すべきとの結論に至った経過について述べ、議長はこれを一同に諮ったところ、全員異議なく承認した。

第２号議案　解散認可申請に関する件

議長は、前号議案で承認された件について、北海道知事の認可を受けなければ効力を生じないため、北海道知事に対して解散認可申請を行う必要がある旨を述べるとともに、これを一同に諮ったところ、全員異議なく承認した。

第３号議案　解散に伴う残余財産の処分方法に関する件

<u>※　出資持分あり医療法人の場合</u>

議長は発言し、清算手続を行った後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、払込済出資額に応じて出資者に帰属させることとしたい旨を述べるとともに、これを一同に諮ったところ、全員異議なく承認した。

<u>※　出資持分なし医療法人の場合</u>

議長は発言し、清算手続を行った後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、○○（定款に規定している者から選ぶ。）に帰属させることとしたい旨を述べるとともに、これを一同に諮ったところ、全員異議なく承認した。

第４号議案　清算人の選任に関する件

議長は発言し、本社団の解散手続を執行する清算人は、理事のうちから選任することとな

っているため、人選について諮った。

これに対し、理事○○　○○から理事長○○　○○を推薦する旨の発言があり、全員異議なく承認した。

なお、理事長は北海道知事から解散認可のあり次第、解散及び清算人就任の登記を行う旨を述べ、一同の了承を得た。

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は閉会を宣した。

（　○　時　○　分　）

本日の決議を確認するため、出席社員及び出席役員の全員が記名押印する。

社　　員（理 事 長）北　海　一　郎　㊞

〃　　（理　　事）○　○　○　○　㊞

〃　　（理　　事）○　○　○　○　㊞

〃　　（監　　事）○　○　○　○　㊞

（以下、写しに原本と相違ない旨の証明をする場合、提出書類に記載する。）

この議事録の写しは本社団の社員総会の議事録原本と相違ありません。

令和○○年○○月○○日

医療法人社団北一会　理事長　北海　一郎　　㊞

残余財産の処分方法（例）

１　純資産　　円

２　解散・清算諸費　　円
（１）解散事務費　　円
（２）従業員退職費　　円
（３）諸税　　円
（４）○○○○○　　円
※該当項目のみ記載すること。
３　差引残余財産の額（１－２）　　円

４　残余財産の処分方法
※　出資持分あり医療法人の場合
　法定公告手続の後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、払込済出資額に応じて出資者に帰属させる。

※　出資持分なし医療法人の場合
　法定公告手続の後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、○○（定款に規定している者から選ぶ。）に帰属させる。

５　出資者名簿

氏　　名	出資額（円）	出資割合（％）	分配額（円）
○○　○○	○円	○％	○円
○○　○○	○円	○％	○円
○○　○○	○円	○％	○円

■申請（届出）の添付書類一覧表（設立以外の主なもの）

		様式番号等	定款（寄附行為）変更認可申請							定款変更届 注6	決算届	登記届	役員変更届 注7	理事数特例認可申請注8	備考
			新規病院開設	新規診療所・老健・介護医療院開設	医療施設の廃止	法人名称の変更	附帯業務の開設	附帯業務の廃止	役員定数の変更						
申請書（届出書）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
変更条項の新旧対照表		運営編p31参照	○	○	○	○	○	○	○						
定款変更理由書		運営編p33参照	○	○	○	○	○	○	○						
現行定款及び新定款案			○	○	○	○	○	○	○	○					注2
議事録（社員総会等）		運営編p34参照	○	○	○	○	○	○	○						注3
新たな業務に関するもの	開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の概要書	様式例1	○	○											
	附帯業務の概要書	様式例26					○								
	管理者となる者の免許証等		○	○			○								注9
	運営規程						○								注10
	平面図		○	○			○								
	土地・建物の賃貸借契約書《賃貸の場合》		○	○			○								注3
	土地・建物の登記事項証明書（建物分について、未完成の場合は建築確認済証の写し等）		○	○			○								注3
	定款変更後2年間の事業計画	様式例12	○	○			○								
	予算明細書	様式例14	○	○			○								
	職員給与費内訳書	様式例15	○	○			○								
	病院従事者名簿及び従事者の勤務確約書	様式例25	○												
定款変更後2年間の予算書（法人全体分）		様式例13	○	○			○								
廃止届写し					○			○							
役員就任承諾書		様式例11											○		注3
履歴書		様式例8											○		
医療法人の登記事項証明書												○			注3
理事長の原本証明		様式例27	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		注3

注1　この他、追加資料が必要となる場合があります。
注2　財団医療法人にあっては定款を寄附行為と読み替えてください。
注3　現行定款は、理事長の原本証明を行うこと。また、**理事長の原本証明（様式例27）を提出した場合は、議事録、賃貸借契約書、登記事項証明書、就任承諾書は、写しの提出で差し支えありません。**
注4　申請書（添付書類含む）は1部正本、2部副本の合計3部を保健所に提出してください。
注5　届出書（添付書類含む）は正副各1部の合計2部を保健所に提出してください。
注6　現行定款は省略して差し支えありません。
注7　営利法人の役員に就任している者が、医療法人の役員に就任する場合は、確約書（様式例9）の添付が必要です。医療法人の手引（運営編）13ページ及び履歴書（様式例8）の作成上の注意をご確認ください。
注8　定款（寄附行為）変更認可申請書と同時に提出してください。
注9　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、臨床研修修了登録証又は医師（歯科医師）免許証の写し、附帯業務事業所の場合であって、介護保険法等の規定により資格を有する管理者を置くこととなっているときは、その資格に係る免許証等の写しが必要です。
注10　運営規程がない場合は契約書等事業内容が分かるものを提出してください。